

しものせき市民活動センター市民活動団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市が下関市市民協働参画条例（以下「条例」という。）第15条第2項第1号の規定に基づき行う市民活動を促進する情報の収集及び提供の一環として、しものせき市民活動センター（以下「センター」という。）の指定管理者が条例第2条第5号に規定する市民活動団体（以下「団体」という。）の活動等の情報（以下「団体情報」という。）をセンターに登録し、及び市民に紹介するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 登録を申請する団体は、団体登録シート（様式第1号）に団体の構成員の名簿及び定款、会則、規約等並びに指定管理者が必要と認める書類を添付して指定管理者に提出するものとする。

(登録の要件)

第3条 センターに団体情報を登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条第1項に定める活動を行う団体であること。
- (2) 原則として5人以上の構成員を有すること。
- (3) 市内を中心に活動していること。
- (4) 定款、会則、規約等を有すること。
- (5) 参加又は入会に制限が無く、加入及び脱退が自由であること。
- (6) 団体の情報を公開していること。
- (7) 営利活動、宗教活動、政治活動及び公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (8) 暴力団の統制下でないこと。

(登録団体の義務)

第4条 センターに団体情報を登録した団体（以下「登録団体」という。）は次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) センターの行事等に積極的に参加及び協力するよう努めること。

(2) センターの管理運営上の諸規則を遵守すること。

(3) 年度終了後、2か月以内に活動報告書(様式第2号)をセンターに提出すること。

(登録及び公開)

第5条 指定管理者は、第2条の申請を行った団体が第3条に規定する登録の要件に適合すると認めるときは、当該団体の団体情報を登録し、その団体情報を公開するものとする。

(登録不可の通知)

第6条 指定管理者は、第2条の申請を行った団体が第3条に規定する登録の要件に適合しないと認めるときは、しものせき市民活動センター市民活動団体登録不可通知書(様式第3号)により当該団体に団体情報を登録しない旨を通知するものとする。

(登録の期間)

第7条 団体情報の登録の期間は、原則として団体情報を登録した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録の内容に変更のないときは、指定管理者は登録期間を延長することができるものとする。

(登録の変更)

第8条 前条に規定する期間中に、団体情報の内容に変更が生じた登録団体は、変更内容を記載した団体登録シート(様式第1号)を指定管理者に提出するものとする。

(登録の抹消)

第9条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 第3条に掲げる登録の要件を欠くこととなったとき。

(2) 登録した団体情報に虚偽の記載があったとき。

(3) 市民の信用を失う行為があったとき。

(4) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。

(5) 団体が解散したとき。

(6) 第4条に規定する登録団体の義務を履行しないとき。

- 2 指定管理者は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかにしものせき市民活動センター市民活動団体登録抹消通知書（様式第4号）により、当該団体に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、団体情報の登録及び公開に関し必要な事項は、下関市と協議の上で指定管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、下関市市民活動団体登録要綱（平成24年12月1日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。